

金融サービス仲介業の概要

2025 年 6 月 6 日

一般社団法人日本金融サービス仲介業協会

目 次

- I. 金融サービス仲介業の創設
- II. 登録と業務の種別
- III. 金融サービス仲介業の枠組み
- IV. 顧客等に対する誠実公正義務と「顧客本位の業務運営に関する原則」
- V. 規制の特徴
- VI. 金融サービス仲介業者および具体的なビジネスモデル
- VII. 金融サービス仲介業への期待
- VIII. 一般社団法人日本金融サービス仲介業協会（概要）

I. 金融サービス仲介業の創設

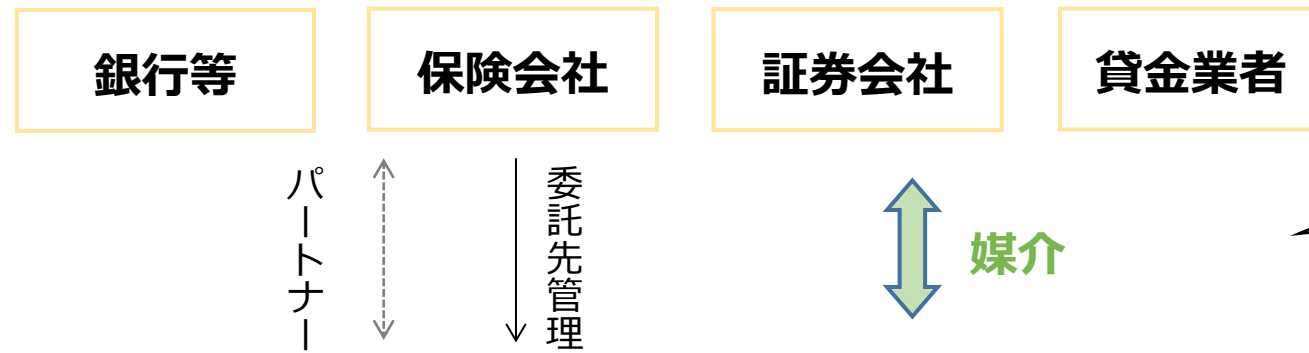
- (1) スマートフォンのアプリケーションを通じ、利用者の資金ニーズや資金状況を基に、多数の金融機関が提供する金融サービスの中から、個人のライフプランに適した金融サービスの比較・推奨等を行うなどの新たなビジネスの展開を想定
- (2) 複数業種かつ多数の金融機関が提供する多種多様な金融商品・サービスをワンストップで提供する仲介業者に適した業種として、2021年11月、新たに**金融サービス仲介業**が創設された。

II. 登録と業務の種別

- (1) 金融サービス仲介業を行うには、**金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（金サ法）**に基づき、財務局等へ**登録が必要**
- (2) **金融サービス仲介業者（金サ業者）**は、1つの登録（新規/追加）で、**銀行（預金等媒介業務）、保険（保険媒介業務）、証券（有価証券等仲介業務）、貸金（貸金業貸付媒介業務）**の全部、または、いずれかの業務を行うことができる。

（注）既存の金融仲介業者（銀行代理業者、保険募集人、金融商品仲介業者、貸金業者）が、別の分野の仲介業を行うおうとする場合には、それぞれの仲介業の許可・登録が必要

Ⅲ. 金融サービス仲介業の枠組み



「所属制」なし。➡ 独立性が高い。
(所属金融機関等から直接の監督・指導を受けることはなく、業務範囲、役割・責任分担等は個別に金融機関等と調整)

金融サービス仲介業者

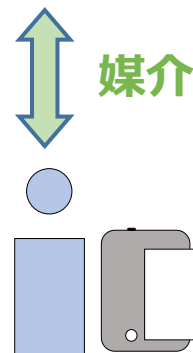
(例) 銀行 / 証券

(例) 銀行 / 貸金

- ・ 社内体制の整備
(人的体制、内部管理体制、苦情・紛争処理体制、社内規則の制定等)
- ・ 事業報告書の報告、公表
- ・ 監督官庁がモニタリング、必要に応じて検査

○ 主な規制 (顧客保護上の措置)

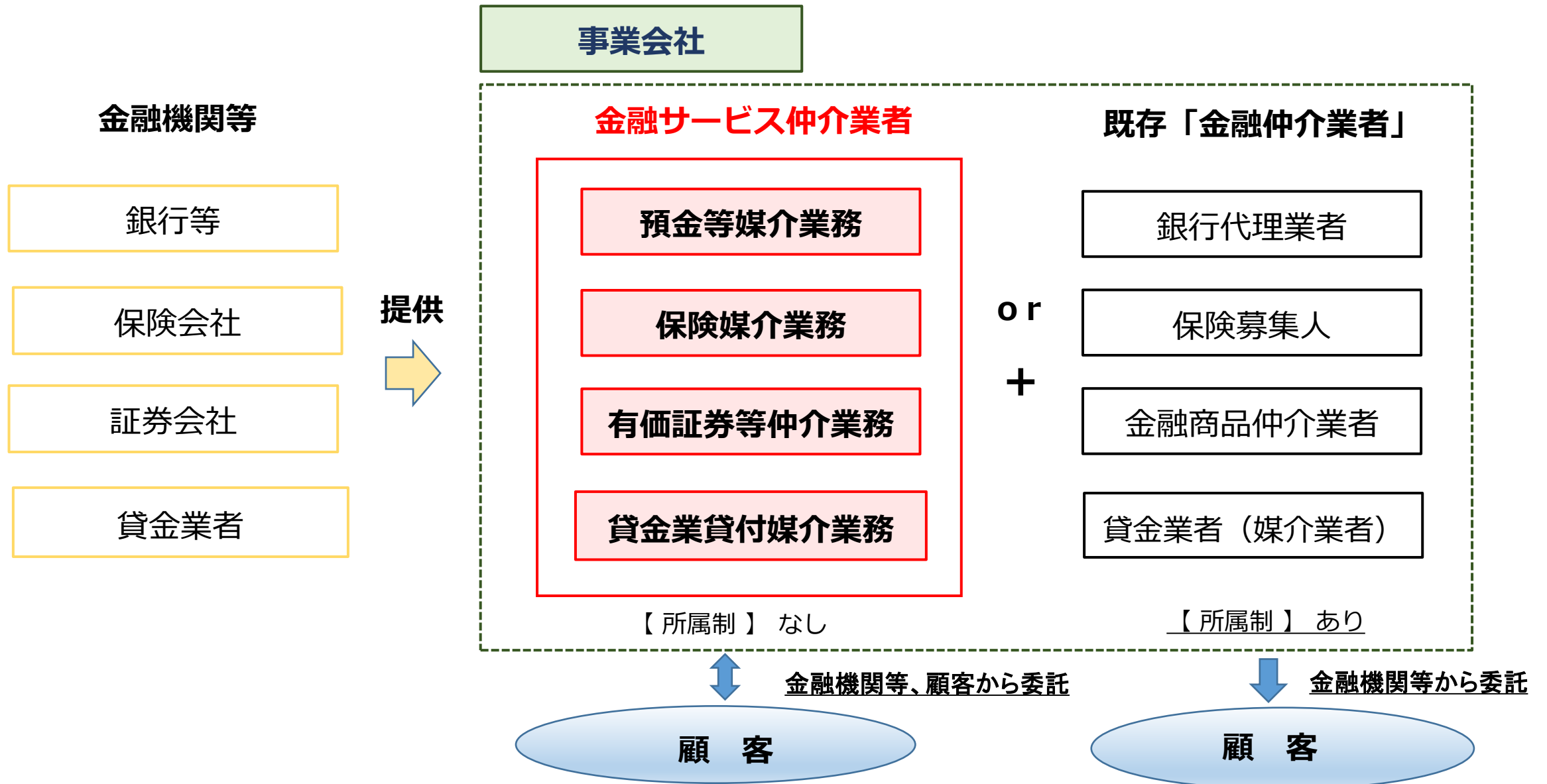
- ・ 法務局への保証金の供託
- ・ 取扱可能な商品・サービスの制限 (図表)
- ・ 金銭その他の顧客財産の受入禁止
- ・ 顧客への情報提供義務
- ・ 「既存金融仲介業者」各行為規制を準用



利用者、投資家

金融サービス仲介業に起因して顧客に生じた損害について賠償責任を負う。

(参考) 金融仲介業者



(例) 銀行分野：預金等媒介業務 or 銀行代理業者 いずれか

銀行・証券・保険分野の仲介を行う場合：預金等媒介業務 + 有価証券等仲介業務 + 保険募集人（異なる分野に係る兼業は可）

IV. 顧客等に対する誠実公正義務と「顧客本位の業務運営に関する原則」

金融事業者（金サ業者を含む。）は、**顧客等の最善の利益を勘案**しつつ、顧客等に誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない義務（**誠実公正義務**）を負う。また、**金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」**は、プリンシプルベースのアプローチのもとで、利益相反管理や手数料等の明確化、顧客への情報提供、顧客にふさわしいサービスの提供など、7つの原則と、5つの補充原則が掲げられ、これら原則に沿った業務運営が求められている。

V. 規制の特徴

1. 仲介行為

「媒介」に限られ、「代理」は認められていない。

（注）「媒介」は、他人間の法律行為の成立に尽力する事実行為（具体的な商品内容の説明や勧誘等）をいい、顧客や金融機関等のために契約を締結する権限は含まれない。そのため、金サ業者は、顧客と金融機関等との間で成立する契約の当事者にはならない。

2. 「所属制」不採用

- (1) 金サ業者は、既存の金融仲介業者とは異なり、特定の金融機関等に所属し、委託を受けて当該金融機関等のためにのみ仲介行為を行うことは求められていない（「所属制」不採用）。金融機関等のため、または、顧客のため、委託を受けて金融商品・サービスの契約の締結の媒介を行うことができる。➡ 独立性が高い。
- (2) 金サ業者は、金融機関等から直接の監督、指導を受けることはなく、顧客に与えた損害の賠償義務を負う。
- (3) 所属制に代わる顧客保護上の措置として、次の3のとおり、金サ業者に対し、保証金の供託義務、取扱可能な金融商品・サービスの制限、顧客からの金銭その他の財産の預託禁止などの規制が課されてる。

3. 顧客保護上の措置

(1) 保証金の供託義務

顧客に損害を加えた場合、自らが損害賠償責任を負うことから、その賠償資力の確保のため、**保証金を供託**する義務を負う。保証金は1年目は**1,000万円**、2年目以降は1,000万円に前事業年度の年間受領手数料の5%を加えた額

(2) 取扱可能な金融商品・サービスの制限

顧客に対し**高度に専門的な説明**を必要とする金融商品・サービスは取り扱うことがでない。
取扱可能な金融商品・サービスは、次表1から3のとおり。

(注) 1. 個人向けカードローンの取扱制限は、個人に対する過剰与信の制度的な防止を図るために設けられたものと考えられる（参議院財政金融委員会（令和2年6月4日）附帯決議第18項）。

(注) 2. 保険商品の取扱制限は、高度に専門的な説明の必要性に加えて、既存の業態の店舗網や雇用が過度に失われることがないように留意することが根拠とされたものと考えられる（衆議院財務金融委員会（令和2年5月27日）附帯決議第3項、参議院財政金融委員会（令和2年6月4日）附帯決議第11項）

(3) 顧客財産の原則預託禁止

原則、名目を問わず、顧客から金銭、有価証券、その他の**財産の預託を受けることはできない。**

(図表 1) 「銀行、貸金」取扱可能な金融商品・サービス

		取扱可能 (例)	取扱禁止 (例) ※
銀 行	預金	○ 普通預金 ○ 定期・積立預金	○ 特定預金等契約 ・仕組預金 ・通貨オプション組入型預金 ・外貨預金 (外貨のまま出金や送金ができるものは取扱可能) ○ 譲渡性預金
	貸付	○ 住宅ローン ○ 自動車ローン ○ 事業性ローン (注)	○ カードローン (消費者向け) ➤ 定期預金を担保とする当座貸越は、極度方式貸付に該当するが取扱可能
	送金	○ 振込	— (制限なし)
貸 金		○ 住宅ローン ○ 自動車ローン	○ カードローン (消費者向け)

※ 高度に専門的な説明を必要とする金融商品・サービス (図表 1 から 3 において同じ。)

(注) 兼業業務の有無および主たる兼業業務の内容により一部制限あり。一般事業者が事業者向け貸付ローンを取り扱う場合には、預金等担保貸付け、規格化された貸付商品 (上限額1,000万円)

(図表2) 「保険」取扱可能な金融商品・サービス

		取扱可能 (例)	取扱禁止 (例)
保 険	生命 保険	○ 死亡保険 ○ 個人年金保険	商品種別 ○ 特定保険契約 ・変額保険 ・変額年金保険 ・外貨建て保険 ・外貨建て年金保険 ・解約返戻金変動型保険 ・解約返戻金変動型年金保険 ○ 顧客に対して必要な情報が適切に提供されることが特に必要な保険 ・転換契約 ・基礎率変更権付の第三分野保険 ○ 火災保険 (家財保険は取扱可能) ○ 再保険契約 ○ 法人契約 ○ 団体保険 (レジャー団体保険は取扱可能) 保険金額・保険期間 ○ 保険金額の上限 - 生命保険：1,000万、損害保険：2,000万、第三分野：600万 ※ 年間保険料5,000円以下のものについては上限なし (ワンデー自動車保険や自転車保険の一部などが取扱可能) ○ 保険期間が無期限のもの (終身保険)
	第三分野 保険	○ 医療保険 ○ がん保険 ○ 傷害保険 ○ 介護保険	
	損害 保険	○ 旅行保険 ○ ゴルフ保険 ○ ペット保険	

(図表 3) 「証券」取扱可能な金融商品・サービス

		取扱可能 (例)	取扱禁止 (例)
証 券	債券	○ 国債・地方債 ○ 特別法人債 ○ 社債 ※ 仕組債、劣後債等を除く。	参考「二種外務員」 ○ 仕組債 ○ 特定社債券 (SPC法)
	株式・ 出資証券	○ 上場株式、ETF、J-REIT ○ 特別法人出資証券 ○ 優先出資証券 (優先出資法)	○ 非上場株 ○ 優先出資証券 (SPC法) ○ 新株予約権 ○ 新優先出資証券引受権 (SPC法)
	信託	○ 投資信託 ○ 投資証券 ○ 受益証券発行信託 ○ 投資法人債 ※ レバレッジ型など複雑なものを除く。	○ 複雑な投信 ○ 特定目的信託 (SPC法) ○ 新投資口予約権 ○ 私募投信 ○ 貸付信託
	その他	○ 預託証券・証書 ※ 上記の有価証券に係るものに限る。	○ カバードワラント ○ C P ○ 二項有価証券 ○ 抵当証券 ○ 信用取引 ○ 政令指定証券 ○ デリバティブ取引 ○ 特定投資家向け有価証券
	投資助言 投資一任	○ 上記の有価証券に係る助言・一任	○ 上記の有価証券等に係る助言・一任

(注 1) 外国債、外国株等の外国証券を含む。

(注 2) 債券グループと信託グループ (受益証券発行信託を除く。) については、公募などにより広く取引されているもののみ。

株式・出資証券グループと受益証券発行信託、預託証券・証書については、上場されているもののみ。

(4) 顧客に対する情報提供義務

① 事前の明示事項

イ. 顧客から金銭等の受入れができないこと

ロ. 顧客が金融サービス仲介業者に支払う手数料等の額（または、その上限額、計算方法の概要）

ハ. 相手方金融機関等との資本関係・人的関係・委託関係の有無 など

② 顧客の求めに応じた情報の提供（明示事項）

イ. 金融サービス仲介業務に関して受領する手数料等

ロ. 事業年度毎に相手方金融機関等から受領した手数料等総額に占める顧客の取引に係る相手方金融機関等から受領した手数料等合計額の割合

ハ. 保証金の額 など

(注) 金サ業者が顧客本位のサービス提供を謳いながら、実際には金融機関等から受け取る仲介手数料の多寡に基づいて金融商品・サービスを推奨するインセンティブが働くことがあり得るため、顧客が金サ業者の立場を適切に評価できるようにする必要があることから、これらの情報提供が求められている。

(5) 「既存金融仲介業者」 各行為規制を準用

- ① 契約締結前交付書面・契約締結時交付書面の交付
- ② 顧客の誤認防止措置
- ③ 顧客情報の適正な取扱い
- ④ マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策

マネー・ローンダリング、テロ資金供与に助長・加担等する行為や、金融機関等による取引時確認等を阻害する行為がないよう、必要な社内態勢の整備

- ⑤ 反社会的勢力の排除・関係遮断

(6) 社内体制の整備

登録の種別、業務内容・規模等に応じて、人的体制（資格者・業務経験者の配置）、内部管理体制（「三つの防衛線」等）および苦情・紛争処理体制（金融ADR措置※）の整備、社内規則の制定等

※ 金融ADR：顧客は、紛争が生じたときは、JFIMが協定を締結する東京三弁護士会（東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会）「紛争解決センター・仲裁センター」のあっせん手続きを利用できる。

(7) 帳簿書類の作成・保存義務

(8) 事業報告書の作成・提出および公表

毎事業年終了後 3 か月以内に事業報告書を作成し財務局に提出、ホームページに公表

(9) 財務局のモニタリング等

財務局によるモニタリング、必要があるときは検査

Ⅵ. 金融サービス仲介業者および具体的なビジネスモデル

1. 金融サービス仲介業者

2025年6月1日現在、金融サービス仲介業者は**18社**で、2024年4月以降10社の新規登録があった。18社の業務の内訳は、預金等媒介業務14社、保険媒介業務2社、有価証券等仲介業務8社、貸金業貸付媒介業務1社（複数の登録業務を行う会社がある）。

2. 具体的なビジネスモデル

(1) マッチングプラットフォーム型、ネオバンク型

金サ業者が持つ顧客基盤や、保有データ、ネットワーク等を活用して、顧客と従来顧客接点がなかった金融機関等をマッチングさせるビジネス

➡ 既存の金融仲介業と比較すると、① 金サ業者は、特に複数の金融機関等と連携する場合、実務上モニタリング等の負担が少なく、金融商品・サービスのラインナップの検討の自由度が高いと考えられる。② 金融機関等では、仲介業者への監督・指導等の負担が軽減され、顧客の損害賠償責任を負うリスクも低減される。

(2) コンサルティング型

顧客の立場に立ち、ライフスタイル・必要なシーンにあわせ、ワンストップで、顧客により適した金融商品・サービスを提案、成約のサポートをするサービス

➡ ワンストップで、銀行、保険、証券など横断的に金融商品・サービスを提供できる。

既存の金融仲介業では、分野ごとに異なるライセンスを取得し、それぞれ異なる規制対応が必要となるが、金融サービス仲介業では、1つの登録（新規/追加）で、これら全ての分野を取り扱うことができる。

(3) 業務代行型

金融機関等から委託を受けて、金融機関等の業務の一部を代行に行うBPOビジネス

➡ 金融機関等は、金融商品・サービスの拡大に伴い新たに発生する事務業務をアウトソーシングすることにより、業務負担の軽減や業務運営の効率化を図ることができ、リソースを他の分野に充てることができる。新たに参入する事業者においても、事務業務を委託できることにより参入のハードルが低くなると考えられる。

Ⅶ. 金融サービス仲介業への期待

1. **利用者・投資家**は、選択できる金融事業者/情報が増え、ライフスタイル・必要なシーンにあわせて必要な金融商品・サービスを、ワンストップで（煩雑な手続きなく）、購入・利用できる（利便性の高い仕組み）。
2. **金融機関等**は、事業会社のマーケティング力・顧客基盤の活用に期待、自社のチャンネルでは開拓が難しい新たな顧客の獲得、収益の底上げ、顧客ニーズを踏まえた金融商品・サービスの開発・展開も可能となる。
3. **事業会社**では、対面・デジタルチャネル（アプリ/webサービス等）に、自社の商品・サービスに加え、金融機能を加えることにより、次の効果が期待される。
 - (1) 新たな消費者とのコミュニケーションの創出・拡大
 - (2) アプリ等の利用頻度の拡大
 - (3) 自社の顧客向けの金融商品・サービスの提供
 - (4) 本業収益の拡大
 - (5) 新しい収益源・金融収益の獲得

Ⅷ. 一般社団法人日本金融サービス仲介業協会（概要）

1. 組織

名 称	一般社団法人 日本金融サービス仲介業協会（略称：JFIM）
所 在 地	東京都中央区日本橋茅場町1丁目8-1 茅場町一丁目平和ビル8F
設 立	2021年4月22日
自主規制機関	2021年11月1日、金サ法40条「認定金融サービス仲介業協会」として認定を受ける。
目 的	金融サービス仲介業（銀行・証券・保険・貸金）に関する業務の適正を確保し、その健全な発展及び利用者の保護に資するとともに、金融サービス仲介業の普及推進に努める。
役 員	会 長 中 村 仁（400F 代表取締役社長） 副会長 小 野 尚（SBI損保 代表取締役社長）、落合 孝文（渥美坂井法律事務所パートナー弁護士） 他理事・監事8名
会員区分	① 正会員 … 金融サービス仲介業者・自主規制の対象 ② 金融機関会員 ③ 賛助会員 ④ 特別会員
会 員 数	33社（正会員17社、金融機関会員4社、賛助会員2社、特別会員10社） [2025年6月1日現在。後掲「会員一覧」参照]

2. 会員の種別

新規入会会社（入会資格）

会員の種別

概 要

金融サービス仲介業者

正 会 員

- ✓ 正会員は、金サ法の自主規制の対象、一社法人法上の社員（総会に出席）
- ✓ 理事・監事
- ✓ 委員会、部会、WG等のメンバー選任
- ✓ 会員間、関係機関、市場関係者等との意見交換、交流
- ✓ 入会金なし
- ✓ 正会員 年会費 108～225万円
- ✓ 金融機関会員 年会費 60万円

- ・ 銀行等
- ・ 貸金業者
- ・ 金融商品取引業者
- ・ 保険会社
- ・ 少額短期保険業者

金融機関会員

賛助会員

- ✓ 情報、統計資料提供
- ✓ 研修・セミナーへの参加 等
- ✓ 会員間、関係機関、市場関係者等との意見交換、交流
- ✓ 入会金なし
- ✓ 賛助会員 年会費 24万円
- ✓ 特別会員 年会費 なし

事業会社 等

法律事務所・コンサル等
（JFIM設立時に多大な支援）

特別会員（募集停止）

3. 会員一覧 33社

正会員（17社）

400 F（証券）、SCSKサービスウェア（銀行・証券・保険）、リクルートペイメント（銀行）、
Habitto（証券・銀行）、NTTドコモ（銀行）、SBIネオトレード証券（保険）、
リロ・フィナンシャル・ソリューションズ（証券）、BlueBank（銀行）、マネーフォワードホーム（証券）、
T M J（銀行、証券）、J M T K（銀行）、ONEフィナンシャルサービス（銀行、貸金）、f9k（銀行）、
データリレーションマーケティング（銀行、証券）、パーソルマーケティング（銀行）、
P - A L Mキャピタル株式会社（銀行、証券）、フリー株式会社（銀行）

※加入日順。17社は、金サ法に基づき登録を受けた金融サービス仲介業者。（ ）は、登録を受けた金融サービス仲介業務

金融機関会員（4社）

SBI生命、SBI損害保険、GMOあおぞらネット銀行、SBI証券

賛助会員（2社）

三井住友フィナンシャルグループ、森・濱田松本法律事務所

特別会員（10社）

有限責任あずさ監査法人、渥美坂井法律事務所、アンダーソン・毛利・友常法律事務所、EY新日本有限責任
監査法人、弁護士法人片岡総合法律事務所、TIS、TMI総合法律事務所、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業、
BIPROGY、堀総合法律事務所